平成２１年（フ）第１６０３号
東京都稲城市東長沼982番地の６
債務者　佐藤　桂子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６０７号
東京都三鷹市中原３丁目13番２―208号
債務者　具志堅秀昭
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６０８号
東京都三鷹市中原３丁目13番２―208号
債務者　具志堅千恵子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０３２６号
大阪市西成区千本南２－６－２―406、住民票上の住所兵庫県高砂市曽根町995番地の11
債務者　松尾　佳奈
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４４３号
大阪府八尾市植松町５丁目９番19―202号
債務者　松原　大樹
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６８号
長崎県佐世保市小野町1046番地
債務者　須加崎礼子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
長崎県佐世保市黒髪町31番12号
債務者　田川ゆかり
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
長崎県佐世保市木宮町４番18号　コーポ富士102
債務者　坂本　純一
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷571番地１
債務者　大久保みどり
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
長崎県佐世保市三浦町２番１―801号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町左底郷71番地
債務者　小佐々由紀
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
長崎県佐世保市島瀬町３番24―1002号　ネクステージ．コアマンション
債務者　瀬戸　輝幸
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
長崎県佐世保市三浦町８番５号
債務者　江口眞由美
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
熊本県八代市平山新町4547番地　305
債務者　本田　明美（旧姓奥田）
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第６４２号
愛知県刈谷市日高町２丁目209番地１　サピーM＆S102号
債務者　成瀬　真二
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
北海道上川郡新得町西三条南６丁目２番地18
債務者　中村　　浩
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
北海道上川郡新得町西三条南６丁目２番地18
債務者　中村　　香
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係